

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（目次）

変更前	変更後	変更理由
<p>はじめに</p> <p>I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価</p> <p>(中略)</p> <p>II 特定原子力施設の設計, 設備</p> <p>(中略)</p> <p>2.45 大型廃棄物保管庫・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-2-45-1</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>はじめに</p> <p>I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価</p> <p>(中略)</p> <p>II 特定原子力施設の設計, 設備</p> <p>(中略)</p> <p>2.45 大型廃棄物保管庫・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-2-45-1</p> <p><u>2.46 減容処理設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-2-46-1</u></p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>減容処理設備の設置に伴う追加</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>1.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理</p> <p>（中略）</p> <p>詳細は、下記の項目を参照。 Ⅱ.2.10, Ⅱ.2.17, Ⅱ.2.44, Ⅱ.2.45, Ⅲ.3.2.1</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>1.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理</p> <p>（中略）</p> <p>詳細は、下記の項目を参照。 Ⅱ.2.10, Ⅱ.2.17, <u>Ⅱ.2.42</u>, Ⅱ.2.44, Ⅱ.2.45, <u>Ⅱ.2.46</u>, Ⅲ.3.2.1</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>大型機器除染設備及び減容処理設備の設置に伴い追記</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(現行記載なし)	<p><u>2.46 減容処理設備</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(以下, 省略)</u></p>	<p>減容処理設備の設置に伴う追加</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに放射性物質分析・研究施設第1棟のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）並びに大型機器除染設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(36) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに大型機器除染設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに減容処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(36) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第38条 各プログラム部長及び各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。</p> <p>(1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、プール燃料取り出しプログラム部長が使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>(2) その他の雑固体廃棄物は、各プログラム部長及び各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等^{※2}の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表8 1-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>(省略)</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第38条 各プログラム部長及び各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。</p> <p>(1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、プール燃料取り出しプログラム部長が使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>(2) その他の雑固体廃棄物は、各プログラム部長及び各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p><u>(3) 金属及びコンクリート廃棄物は、運用支援GMが減容処理設備で減容し、減容した廃棄物を容器に収納すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。</u></p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等^{※2}の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表8 1-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>(省略)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第39条 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{*1}について、固体廃棄物GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{*2}及び伐採木一時保管槽^{*3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第38条に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類^{*4}は、各プログラム部長及び各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。</p> <p>(2) 発電所において発生した使用済保護衣等^{*5}は、固体廃棄物GMが、袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお、固体廃棄物GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>(3) 伐採木は、各プログラム部長及び各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限、通気性確保、伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第39条 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{*1}について、固体廃棄物GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{*2}及び伐採木一時保管槽^{*3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第38条に定める措置を講じる。<u>また、運用支援GMが減容処理設備で減容する場合には、減容した瓦礫等を容器に収納すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリアに保管する。</u></p> <p>(1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類^{*4}は、各プログラム部長及び各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。</p> <p>(2) 発電所において発生した使用済保護衣等^{*5}は、固体廃棄物GMが、袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお、固体廃棄物GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>(3) 伐採木は、各プログラム部長及び各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限、通気性確保、伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																																																		
<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第42条の2 分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>表42の2-1</p> <table border="1" data-bbox="83 520 1157 793"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼却炉建屋排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="83 898 1157 1140"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大型廃棄物保管庫排気口</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気設備運転時)</td> <td rowspan="2">固体廃棄物GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)</td> </tr> </tbody> </table>	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	大型廃棄物保管庫排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気設備運転時)	固体廃棄物GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)	<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第42条の2 分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>表42の2-1</p> <table border="1" data-bbox="1302 520 2377 793"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼却炉建屋排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1302 898 2377 1140"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大型廃棄物保管庫排気口</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気設備運転時)</td> <td rowspan="2">固体廃棄物GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1302 1140 2377 1381"> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>減容処理設備排気口</u></td> <td><u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</u></td> <td><u>試料放射能測定装置</u></td> <td><u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u></td> <td rowspan="2"><u>運用支援GM</u></td> </tr> <tr> <td><u>ストロンチウム90濃度</u></td> <td><u>試料放射能測定装置</u></td> <td><u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u></td> </tr> </tbody> </table>	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	大型廃棄物保管庫排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気設備運転時)	固体廃棄物GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)	<u>減容処理設備排気口</u>	<u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>	<u>運用支援GM</u>	<u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																
焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM																																																
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																	
大型廃棄物保管庫排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気設備運転時)	固体廃棄物GM																																																
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)																																																	
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																
焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM																																																
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																	
大型廃棄物保管庫排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気設備運転時)	固体廃棄物GM																																																
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気設備運転時)																																																	
<u>減容処理設備排気口</u>	<u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>	<u>運用支援GM</u>																																																
	<u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>																																																	

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和2年8月13日から施行する。</u></p> <p>2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号） （施行期日） 第1条 2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号） （施行期日） 第1条 2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付1 管理区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付1 管理区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 管理対象区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2 管理対象区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに放射性物質分析・研究施設第1棟のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）並びに大型機器除染設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(36) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに大型機器除染設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに減容処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(36) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第87条 各プログラム部長及び各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、プール燃料取り出しプログラム部長が使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>(2) 5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂及びフィルタスラッジは、当直長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵する。また、5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>(3) その他の雑固体廃棄物は、各プログラム部長及び各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等^{*2}の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表120-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>(省略)</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第87条 各プログラム部長及び各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、プール燃料取り出しプログラム部長が使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>(2) 5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂及びフィルタスラッジは、当直長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵する。また、5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>(3) その他の雑固体廃棄物は、各プログラム部長及び各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p><u>(4) 金属及びコンクリート廃棄物は、運用支援GMが減容処理設備で減容し、減容した廃棄物を容器に収納すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。</u></p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等^{*2}の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表120-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>(省略)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理） 第87条の2 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{*1}について、固体廃棄物GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{*2}及び伐採木一時保管槽^{*3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第87条に定める措置を講じる。</p> <p>（1）発電所敷地内で発生した瓦礫類^{*4}は、各プログラム部長及び各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。</p> <p>（2）発電所において発生した使用済保護衣等^{*5}は、固体廃棄物GMが、袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお、固体廃棄物GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>（3）伐採木は、各プログラム部長及び各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限、通気性確保、伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。</p> <p>（省略）</p>	<p>（発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理） 第87条の2 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{*1}について、固体廃棄物GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{*2}及び伐採木一時保管槽^{*3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第87条に定める措置を講じる。<u>また、運用支援GMが減容処理設備で減容する場合には、減容した瓦礫等を容器に収納すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリアに保管する。</u></p> <p>（1）発電所敷地内で発生した瓦礫類^{*4}は、各プログラム部長及び各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。</p> <p>（2）発電所において発生した使用済保護衣等^{*5}は、固体廃棄物GMが、袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお、固体廃棄物GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>（3）伐採木は、各プログラム部長及び各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限、通気性確保、伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。</p> <p>（省略）</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																																																				
<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第89条 分析評価GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を当直長又は運用支援GMに通知する。</p> <p>(1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 (2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 当直長又は運用支援GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。</p> <p>表89-1</p> <table border="1" data-bbox="92 655 1169 1209"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">・5, 6号炉共用排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">当直長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・焼却炉建屋排気筒 ・増設焼却炉建屋排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種, 全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	放射性気体廃棄物	・5, 6号炉共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系運転時)	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	・焼却炉建屋排気筒 ・増設焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種, 全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第89条 分析評価GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。</p> <p>(1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 (2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 放出実施GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。</p> <p>表89-1</p> <table border="1" data-bbox="1317 655 2395 1453"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">・5, 6号炉共用排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">当直長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・焼却炉建屋排気筒 ・増設焼却炉建屋排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種, 全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>・減容処理設備排気口</u></td> <td><u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種, 全ベータ放射能)</u> <u>ストロンチウム90濃度</u></td> <td><u>試料放射能測定装置</u> <u>試料放射能測定装置</u></td> <td><u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u> <u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u></td> <td><u>運用支援GM</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	放射性気体廃棄物	・5, 6号炉共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系運転時)	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	・焼却炉建屋排気筒 ・増設焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種, 全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)		<u>・減容処理設備排気口</u>	<u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種, 全ベータ放射能)</u> <u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u> <u>試料放射能測定装置</u>	<u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u> <u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>	<u>運用支援GM</u>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																	
放射性気体廃棄物	・5, 6号炉共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系運転時)	当直長																																																	
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																		
	・焼却炉建屋排気筒 ・増設焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種, 全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM																																																	
		ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																		
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																	
放射性気体廃棄物	・5, 6号炉共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系運転時)	当直長																																																	
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																		
	・焼却炉建屋排気筒 ・増設焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種, 全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM																																																	
		ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																		
	<u>・減容処理設備排気口</u>	<u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種, 全ベータ放射能)</u> <u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u> <u>試料放射能測定装置</u>	<u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u> <u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>	<u>運用支援GM</u>																																																	

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和2年8月13日から施行する。</u></p> <p>2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号） （施行期日） 第1条 2. 第5条、第87条、第87条の2及び第89条の表89-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 第5条、第87条、第87条の2及び第89条については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号） （施行期日） 第1条 2. 第5条、第87条、第87条の2及び第89条の表89-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付1 管理区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付1 管理区域図</p> <p>(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>減容処理設備設置に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明</p> <p>2.1 放射性廃棄物等の管理 (中略)</p> <p>2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理 (中略)</p> <p>2.1.3.3 対象となる放射性廃棄物と管理方法 各建屋から発生する気体状（粒子状，ガス状）の放射性物質を対象とする。 (1)発生源 (中略)</p> <p>q. 大型廃棄物保管庫 大型廃棄物保管庫からの排気は，フィルタを通し放射性物質を除去した後に，排気口から放出する。1.（使用済セシウム吸着塔一時保管施設）と同様，保管対象である吸着塔内の吸着材からの放射性物質の離脱は無いものと評価している。このため，放射性物質の追加的放出は極めて小さいと評価している。更にフィルタを通し十分低い濃度になることから，大型廃棄物保管庫からの放射性物質の放出は極めて少ないと評価している。</p> <p>(2)放出管理の方法 気体廃棄物について，原子炉格納容器ガス管理設備により環境中への放出量を抑制するとともに各建屋において可能かつ適切な箇所において放出監視を行っていく。 (中略)</p> <p>⑰大型廃棄物保管庫 大型廃棄物保管庫において，空気中の放射性物質を定期的（建屋換気設備運転時）及び必要の都度ダストサンプラで採取し，放射性物質濃度（主要ガンマ線放出核種，全ベータ放射能，ストロンチウム90濃度）を測定する。</p> <p>(以下，省略)</p>	<p>2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明</p> <p>2.1 放射性廃棄物等の管理 (中略)</p> <p>2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理 (中略)</p> <p>2.1.3.3 対象となる放射性廃棄物と管理方法 各建屋から発生する気体状（粒子状，ガス状）の放射性物質を対象とする。 (1)発生源 (中略)</p> <p>q. 大型廃棄物保管庫 大型廃棄物保管庫からの排気は，フィルタを通し放射性物質を除去した後に，排気口から放出する。1.（使用済セシウム吸着塔一時保管施設）と同様，保管対象である吸着塔内の吸着材からの放射性物質の離脱は無いものと評価している。このため，放射性物質の追加的放出は極めて小さいと評価している。更にフィルタを通し十分低い濃度になることから，大型廃棄物保管庫からの放射性物質の放出は極めて少ないと評価している。</p> <p><u>r. 減容処理設備</u> <u>減容処理設備からの排気は，フィルタを通し放射性物質を除去した後に，建屋換気排気口から放出する。</u> <u>フィルタを通し十分低い濃度になることから，減容処理設備からの放射性物質の放出は極めて少ないと評価している。</u></p> <p>(2)放出管理の方法 気体廃棄物について，原子炉格納容器ガス管理設備により環境中への放出量を抑制するとともに各建屋において可能かつ適切な箇所において放出監視を行っていく。 (中略)</p> <p>⑰大型廃棄物保管庫 大型廃棄物保管庫において，空気中の放射性物質を定期的（建屋換気設備運転時）及び必要の都度ダストサンプラで採取し，放射性物質濃度（主要ガンマ線放出核種，全ベータ放射能，ストロンチウム90濃度）を測定する。</p> <p><u>⑱減容処理設備</u> <u>減容処理設備排気口において，空気中の放射性物質を定期的（建屋換気空調系運転時）及び必要の都度ダストサンプラで採取し，放射性物質濃度（主要ガンマ線放出核種，全ベータ放射能，ストロンチウム90濃度）を測定する。</u></p> <p>(以下，省略)</p>	<p>減容処理設備の記載の追加</p> <p>減容処理設備の記載の追加</p>

変更前	変更後	変更理由
		<p>減容処理設備の記載の追加</p>
<p>図 2. 2. 2-2 敷地境界線上の最大実効線量評価地点</p> <p>(中略)</p>	<p>図 2. 2. 2-2 敷地境界線上の最大実効線量評価地点</p> <p>(中略)</p>	

変更前						変更後						変更理由
添付資料－4 敷地境界における直接線・スカイシャイン線の評価結果						添付資料－4 敷地境界における直接線・スカイシャイン線の評価結果						減容処理設備の評価結果を反映
敷地境界評価地点	評価地点の標高「m」	敷地内各施設からの直接線・スカイシャイン線「単位:mSv/年」	敷地境界評価地点	評価地点の標高「m」	敷地内各施設からの直接線・スカイシャイン線「単位:mSv/年」	敷地境界評価地点	評価地点の標高「m」	敷地内各施設からの直接線・スカイシャイン線「単位:mSv/年」	敷地境界評価地点	評価地点の標高「m」	敷地内各施設からの直接線・スカイシャイン線「単位:mSv/年」	
No.1	T.P.約4	0.06	No.51	T.P.約32	0.02	No.1	T.P.約4	0.06	No.51	T.P.約32	0.02	
No.2	T.P.約18	0.11	No.52	T.P.約39	0.03	No.2	T.P.約18	0.11	No.52	T.P.約39	0.03	
No.3	T.P.約18	0.10	No.53	T.P.約39	0.16	No.3	T.P.約18	0.10	No.53	T.P.約39	0.16	
No.4	T.P.約19	0.18	No.54	T.P.約39	0.16	No.4	T.P.約19	0.18	No.54	T.P.約39	0.16	
No.5	T.P.約16	0.29	No.55	T.P.約39	0.04	No.5	T.P.約16	0.29	No.55	T.P.約39	0.04	
No.6	T.P.約16	0.29	No.56	T.P.約33	0.01	No.6	T.P.約16	0.29	No.56	T.P.約33	0.01	
No.7	T.P.約21	0.53	No.57	T.P.約39	0.02	No.7	T.P.約21	0.53	No.57	T.P.約39	0.02	
No.8	T.P.約16	0.31	No.58	T.P.約39	0.04	No.8	T.P.約16	0.31	No.58	T.P.約39	0.04	
No.9	T.P.約14	0.17	No.59	T.P.約39	0.09	No.9	T.P.約14	0.17	No.59	T.P.約39	0.09	
No.10	T.P.約15	0.09	No.60	T.P.約41	0.05	No.10	T.P.約15	0.09	No.60	T.P.約41	0.05	
No.11	T.P.約17	0.18	No.61	T.P.約42	0.02	No.11	T.P.約17	0.18	No.61	T.P.約42	0.02	
No.12	T.P.約17	0.14	No.62	T.P.約38	0.02	No.12	T.P.約17	0.14	No.62	T.P.約38	0.02	
No.13	T.P.約16	0.14	No.63	T.P.約44	0.04	No.13	T.P.約16	0.14	No.63	T.P.約44	0.04	
No.14	T.P.約18	0.14	No.64	T.P.約44	0.07	No.14	T.P.約18	0.14	No.64	T.P.約44	0.07	
No.15	T.P.約21	0.12	No.65	T.P.約41	0.14	No.15	T.P.約21	0.12	No.65	T.P.約41	0.14	
No.16	T.P.約26	0.11	No.66	T.P.約40	0.54	No.16	T.P.約26	0.11	No.66	T.P.約40	0.54	
No.17	T.P.約34	0.16	No.67	T.P.約39	0.31	No.17	T.P.約34	0.16	No.67	T.P.約39	0.31	
No.18	T.P.約37	0.09	No.68	T.P.約37	0.43	No.18	T.P.約37	0.09	No.68	T.P.約37	0.43	
No.19	T.P.約33	0.03	No.69	T.P.約36	0.27	No.19	T.P.約33	0.03	No.69	T.P.約36	0.28	
No.20	T.P.約37	0.04	No.70	T.P.約35	0.59	No.20	T.P.約37	0.04	No.70	T.P.約35	0.59	
No.21	T.P.約38	0.03	No.71	T.P.約32	0.59	No.21	T.P.約38	0.03	No.71	T.P.約32	0.60	
No.22	T.P.約34	0.02	No.72	T.P.約29	0.51	No.22	T.P.約34	0.02	No.72	T.P.約29	0.52	
No.23	T.P.約35	0.02	No.73	T.P.約29	0.24	No.23	T.P.約35	0.02	No.73	T.P.約29	0.25	
No.24	T.P.約38	0.03	No.74	T.P.約35	0.11	No.24	T.P.約38	0.03	No.74	T.P.約35	0.11	
No.25	T.P.約39	0.03	No.75	T.P.約31	0.08	No.25	T.P.約39	0.03	No.75	T.P.約31	0.08	
No.26	T.P.約32	0.02	No.76	T.P.約31	0.12	No.26	T.P.約32	0.02	No.76	T.P.約31	0.12	
No.27	T.P.約31	0.01	No.77	T.P.約15	0.41	No.27	T.P.約31	0.01	No.77	T.P.約15	0.43	
No.28	T.P.約39	0.03	No.78	T.P.約19	0.46	No.28	T.P.約39	0.03	No.78	T.P.約19	0.49	
No.29	T.P.約39	0.11	No.79	T.P.約19	0.23	No.29	T.P.約39	0.11	No.79	T.P.約19	0.25	
No.30	T.P.約39	0.12	No.80	T.P.約19	0.08	No.30	T.P.約39	0.12	No.80	T.P.約19	0.08	
No.31	T.P.約39	0.04	No.81	T.P.約35	0.12	No.31	T.P.約39	0.04	No.81	T.P.約35	0.12	
No.32	T.P.約31	0.01	No.82	T.P.約38	0.22	No.32	T.P.約31	0.01	No.82	T.P.約38	0.22	
No.33	T.P.約33	0.01	No.83	T.P.約40	0.12	No.33	T.P.約33	0.01	No.83	T.P.約40	0.12	
No.34	T.P.約38	0.02	No.84	T.P.約41	0.05	No.34	T.P.約38	0.02	No.84	T.P.約41	0.05	
No.35	T.P.約38	0.02	No.85	T.P.約37	0.03	No.35	T.P.約38	0.02	No.85	T.P.約37	0.03	
No.36	T.P.約39	0.05	No.86	T.P.約33	0.05	No.36	T.P.約39	0.05	No.86	T.P.約33	0.05	
No.37	T.P.約39	0.13	No.87	T.P.約26	0.06	No.37	T.P.約39	0.13	No.87	T.P.約26	0.06	
No.38	T.P.約39	0.13	No.88	T.P.約22	0.15	No.38	T.P.約39	0.13	No.88	T.P.約22	0.15	
No.39	T.P.約39	0.04	No.89	T.P.約20	0.34	No.39	T.P.約39	0.04	No.89	T.P.約20	0.35	
No.40	T.P.約32	0.01	No.90	T.P.約20	0.49	No.40	T.P.約32	0.01	No.90	T.P.約20	0.49	
No.41	T.P.約31	0.01	No.91	T.P.約20	0.34	No.41	T.P.約31	0.01	No.91	T.P.約20	0.34	
No.42	T.P.約39	0.04	No.92	T.P.約21	0.51	No.42	T.P.約39	0.04	No.92	T.P.約21	0.51	
No.43	T.P.約39	0.11	No.93	T.P.約20	0.53	No.43	T.P.約39	0.11	No.93	T.P.約20	0.53	
No.44	T.P.約39	0.11	No.94	T.P.約28	0.41	No.44	T.P.約39	0.11	No.94	T.P.約28	0.41	
No.45	T.P.約39	0.04	No.95	T.P.約21	0.27	No.45	T.P.約39	0.04	No.95	T.P.約21	0.27	
No.46	T.P.約30	0.01	No.96	T.P.約19	0.15	No.46	T.P.約30	0.01	No.96	T.P.約19	0.15	
No.47	T.P.約32	0.01	No.97	T.P.約15	0.06	No.47	T.P.約32	0.01	No.97	T.P.約15	0.06	
No.48	T.P.約39	0.03	No.98	T.P.約23	0.08	No.48	T.P.約39	0.03	No.98	T.P.約23	0.08	
No.49	T.P.約39	0.03	No.99	T.P.約25	0.04	No.49	T.P.約39	0.03	No.99	T.P.約25	0.04	
No.50	T.P.約35	0.02	No.100	T.P.約-1	0.02	No.50	T.P.約35	0.02	No.100	T.P.約-1	0.02	
(中略)						(中略)						

変更前	変更後	変更理由
<p>2.2.4 線量評価のまとめ</p> <p>現状の設備の運用により、気体廃棄物放出分で約0.03mSv/年、敷地内各施設からの直接線及びスカイシャイン線の線量分で約 <u>0.59</u>mSv/年、放射性液体廃棄物等の排水分で約0.22mSv/年、構内散水した堰内雨水の処理済水のH-3を吸入摂取した場合の敷地境界の実効線量は約3.3×10^{-2}mSv/年、構内散水した5・6号機滞留水の処理済水の地表に沈着した放射性物質からのγ線に起因する実効線量は約4.2×10^{-2}mSv/年となり合計約0.92mSv/年となる^{注)}。</p> <p>注) 四捨五入した数値を記載しているため、合算値が合計と合わない場合がある。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>2.2.4 線量評価のまとめ</p> <p>現状の設備の運用により、気体廃棄物放出分で約0.03mSv/年、敷地内各施設からの直接線及びスカイシャイン線の線量分で約 <u>0.60</u>mSv/年、放射性液体廃棄物等の排水分で約0.22mSv/年、構内散水した堰内雨水の処理済水のH-3を吸入摂取した場合の敷地境界の実効線量は約3.3×10^{-2}mSv/年、構内散水した5・6号機滞留水の処理済水の地表に沈着した放射性物質からのγ線に起因する実効線量は約4.2×10^{-2}mSv/年となり合計約0.92mSv/年となる^{注)}。</p> <p>注) 四捨五入した数値を記載しているため、合算値が合計と合わない場合がある。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>減容処理設備の評価結果を反映</p>